

プリマハム行動規範 1 1 原則の具体的行動に際しての指針

原則 : あらゆる企業活動の場面において「正直で基本に忠実」を旨とし、法令・社内規定等のルールを厳格に遵守する。

具体的行動に際しての指針

1. 法令の遵守

公私を問わず、自らの全ての行動に関し、法と社会倫理規範の遵守が、企業人かつ社会の一員としての責務であることを自覚し、誇りと責任を持って職務を遂行する。
また、健全な企業活動を通じて社会に貢献し、適正な利益の確保に努める。

2. 社内規定等の遵守

あらゆる業務において社内規定等の社内ルールを厳守する。

原則 : 「商品と品質はプリマの命」、「絶えざる革新でお客様に貢献」を旨とし、常に顧客の満足と安心を優先した『もの作り』を行う。

具体的行動に際しての指針

1. 安心安全な製品提供

消費者の視点に立った安心安全な製品の提供に努める。

2. 品質管理の徹底

仕入・生産・販売・物流等あらゆる業務で品質管理を徹底する。
品質管理の基本を徹底し、HACCP等の品質管理システムが正しく運用されているか、検査確認に努める。

3. 適正な製品表示

適正かつ消費者に理解される製品表示に努める。

4. 食文化の伝承

食の楽しみおよび健康の享受、次世代への食文化伝承を念頭に置いた食品の開発・普及に努める。

5. 消費者との直接コミュニケーション

消費者からの苦情、質問、要望等への適切な対応を通じて、消費者と直接コミュニケーションを図り、消費者の声を企業活動に反映する。

6. 技術開発の向上

安全性を高めるための技術開発に取り組む。

7. 設備・機器等の保守管理

設備・機器等を衛生的かつ適切に保守管理する。

8. 食品事故発生時の対応

(1) 食品事故が発生した場合には、事故の拡大・再発を防ぐために必要な措置をとる。

(2) 健康危害の有無とその程度、事故の具体的発生内容とその状況、反復発生の可能性等を整理して速やかに操業停止、製品回収、流通在庫確認、店頭確認等の対応措置を決定し、実行する。

(3) 消費者、保健所、取引先等における事実確認を整理し、その重要度と事故の内容・程度に基づき決定した対応措置を消費者はじめ関係先に速やかに情報開示する。

原則 : 職務の遂行にあたっては、個人情報・顧客情報の保護に十分配慮しながら、公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

具体的行動に際しての指針

1. 公正な競争

公正かつ自由な競争を促進し、独占禁止法を遵守する。

2. 適正な取引

適正な売買取引を行う。

3. インサイダー取引規制の遵守

必要な情報の正確な記録、保管に努め、特に非公開の重要情報については、その取扱いに十分留意し、厳重な管理による漏洩防止に努める。

また、これを利用した、株式の売買による利益の享受等の不法行為は行わない。

4. 個人情報・顧客情報の保護

個人情報・顧客情報は、個人の人格尊重の精神の下に、関係法令を遵守して適正に取扱わなければならない。

5. 透明性のある関係づくり

政治、行政を含め、企業活動を通じての関連団体、企業、個人とは健全かつ透明な関係を保つ。

公務員や政治家、取引先等に対する接待や贈答等については、その必要性を十分に吟味し、節度ある対応をする。

原則 : 消費者および株主等に対し、当社の経営内容、事業活動状況等の企業情報を積極的かつ公正に開示する。

具体的行動に際しての指針

1. 消費者への情報提供

消費者の視点に立った広報・宣伝活動を行う。

広報・宣伝活動は、製品に関して消費者が必要とする情報を適時・適切に伝えることを第一義として行う。また、食と食生活について消費者に役立つ正確な情報の提供に努める。

2. 株主等への情報提供

誠実な事業活動を通じて株主の利益を守り、適正な情報を提供する。

株主、投資家が適切に判断できるように、株主総会やホームページ等を通じて、自社の活動、組織、財務状況、業績等について適正な情報の提供に努める。

原則 : 職務の遂行にあたっては、環境保全を重視した取り組みを行う。

具体的行動に際しての指針

1. 環境関連法令の遵守

環境関連の法令を遵守した企業活動を行う。

関連する法規、規制、協定及び確立した国際基準を遵守するとともに、地域社会や自然環境に配慮した環境保全と企業活動の両立を図る。

2. 資源の有効利用

日常の企業活動に必要な原材料・諸資材・エネルギー等、限りある貴重な資源を有効に使用するとともに、使用量の削減や再利用に取り組む。

3. 環境に配慮した製品開発

環境に対し負荷の小さい製品の開発、製造に努める。

原則 : 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行なう。

具体的行動に際しての指針

1. 事業を通じた社会貢献
健康で豊かな食生活を社会に創造するため、安心して安全な商品の開発・普及に努める。
2. 地域社会への貢献
事業以外の分野においても、良き企業市民として地域社会との信頼関係を構築・維持し、より良い社会の実現に貢献する。
3. 従業員による社会貢献活動の支援
従業員が社会貢献活動を実践できる組織・風土を醸成する。

原則 : 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに従業員の人格、個性を尊重する。

具体的行動に際しての指針

1. 情報の相互伝達
従業員相互の報告、連絡及び相談が支障なく正確に行われ、円滑で効率的な対話により相手の意見を尊重しながら最善の結論が得られるよう、互いが信頼し協力しあえる雰囲気作りに努める。
2. 人権の尊重
人権を尊重し、公平な職場環境をつくる。
性別、国籍、年齢、民族、人種、宗教、信条、身体的障害を根拠とした不当な差別、いやがらせ、セクシャルハラスメントを根絶し、処遇においては個人の適性、能力を尊重し公平な取り扱いがなされるように努める。
3. 意識の高揚
仕事に対する誇りと責任を持ち、能力の向上および業務の効率化に努める。
食品企業の一員として、「安心して安全な美味しい製品を消費者に供給する」という使命に誇りを持ち、業務能力のレベルアップを図る。また、積極的に業務の改善・効率化を図り、働きやすく成果を上げられるような職場環境づくりに努める。

4. 職場環境の整備

安全で健康的に働くことができる職場環境の実現に努める。

職場内の整理整頓、清掃清潔に配慮するとともに、安全衛生に関する研修の定期的実施、日常業務に関するマニュアルの整備等、事故・災害の予防と対策に適切に対処できる仕組みを整備する。

5. 5S活動の徹底

整理、整頓、清掃、清潔および習慣づけを意識的かつ積極的に推進する。

6. 安全ルールの厳守

道路交通法や社内規定等の安全ルールを遵守し、交通事故および労働災害の防止に努める。

7. 作業ルールの遵守

作業ルールの定型化を進めるとともに、作業ルールの遵守を徹底する。

原則 : 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。

具体的行動に際しての指針

1. 反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で接する。

社会的な秩序を維持・尊重し、必要な場合には法的な措置をとることを前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対応する。

2. 不当要求行為の拒否

特殊団体（エセ右翼、エセ同和等）からの雑誌購読、研修会勧誘等の不当な要求行為に対しては断固として拒否する。

不当要求を受けた場合は、主管部および総務部と連絡をとるとともに、警察に通報する。

原則 : 海外においては、現地の法律の遵守はもとより、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を行う。

具体的行動に際しての指針

1. 関係国の法令遵守

海外に拠点を置いた企業活動では、それぞれの国で関係法令を遵守し、良好な企業活動を継続することにより、それらの国々との融和を図り共に発展していくよう努める。

2. 現地政策の尊重

関係国・地域の施策を尊重するとともに、国際自由貿易の進展に寄与する。

関係国・地域の農業・食料政策・制度や地域政策を尊重するとともに、国際協定や自由貿易の原則に則った企業活動を行う。

3. 地域との交流

関係国・地域との交流を深め、文化、伝統、習慣を尊重する。

海外での企業活動、地域社会での生活を通じて積極的にコミュニケーションを図り、文化、伝統、習慣の理解を深める中で、関係地域との友好的な関係を維持、促進する。

4. 地域発展への貢献

事業活動を通じて、関係国・地域の発展に貢献する。

海外に拠点を置き事業展開する企業として、現地の雇用創出・所得向上などに寄与するとともに、研修等による人材の育成や現地教育機関への支援にも注力し、関係国の社会的発展に貢献する。

5. 地域の人権尊重

事業活動を行う関係国・地域の人権を尊重する。

現地従業員を能力・適性・成果等に基づき公平に評価し、現地における適正な労働条件で処遇する。人種・信条・性別等による不当な差別はしない。

6. 安全性の確認

原材料や製品の輸出入はその安全性を確認したうえで行う。

関係する国々との貿易では、輸出入関連法規や食品衛生関連法規を確認し、法令で認められていない原材料や製品の輸出入を未然防止する。

原則 : 経営トップは、「行動規範」の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範で社内に周知徹底し、その実現に向けた体制を整備することにより企業倫理の徹底を図る。

具体的行動に際しての指針

1. 行動基準の整備
コンプライアンス強化に向けた行動基準を整備する。
2. 社内リーク制度の整備
内部統制の強化のため、社内リーク制度を整備し活用する。
3. 啓蒙活動の充実
コンプライアンスに関する啓蒙活動を充実する。

原則XI : 本規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。
また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

具体的行動に際しての指針

1. 問題解決
規範に違反する事態が発生した際は、経営トップは自ら問題解決にあたる姿勢を示し、原因究明と再発防止に努める。
2. 情報公開と説明責任の遂行
発生した問題の社会的な影響等を踏まえて、適切な情報公開を行い、説明責任を適正に果たす。
3. 厳正な処分
発生した問題について、自らも含めた関係者の権限と責任を明確にして、厳正な処分を行う。